

分会情報

J R 東海労大阪仕業検査車両所分会
No.65 2012.9.26
発行責任者 柿本 克彦
編集責任者 教 宣 部

府労委 (P) 闘争!!

会社の勝手解釈の主張を弾劾するぞ!

府労委闘争において私たちの申し立てに対する会社側の準備書面1 (主張) が
出されました。私たちは労働組合として会社による組合掲示物不当撤去! ならび
に団交拒否! を柱に救済の申し立てを行っています。会社の組合掲示物不当撤去
や団交拒否の背景には掲示物の内容、つまり苦情処理会議でのボーナスカット理
由が全社員に公になることを危惧しているからです。今回の提出された会社側準
備書面1の主張を一部紹介します。

「苦情処理会議の内容を公開することについての…!!」

会社側の主張! ?

個別の社員に対する不利益な評価を含めた、あいのままの事実や評価が公開されて
しまった場合、看過し難い不利益として、管理者と社員との間で軋轢が生じ、職場内の
信頼関係を失わせ、管理者の指導等が事実上困難になる恐れも多分に存するのである。
また、管理者についても、個別の社員の評価や査定項目が公開される可能性がある
とすれば、社員に対する不利益な評価を回避しようとすることも考えられるのであるから、
会社の人事管理制度そのものが形骸化し、会社の人事管理上の判断についての自由な
意思形成が妨げられる恐れすら存するのである。 (準備書面抜粋)

皆さんこの主張を見てどう思われますか? どう感じますか!

分会は、ボーナスカットを受けた組合員から、苦情処理会議での会社の「カッ
ト理由」が納得いかない! と言うことから組合活動として情報等で明らかにして
きました。

会社は、東海労の組織破壊を狙い些細な事象をことさら理由としボーナスカッ
ト攻撃をかけてきました。その実態が暴露されることを恐れた会社は、労働協約
を勝手解釈し組合掲示物を強制的に撤去してきたのです。分会はこの府労委 (P)
闘争を通じて、会社の悪辣な行為を会社内外に明らかにする為に闘っていきます。